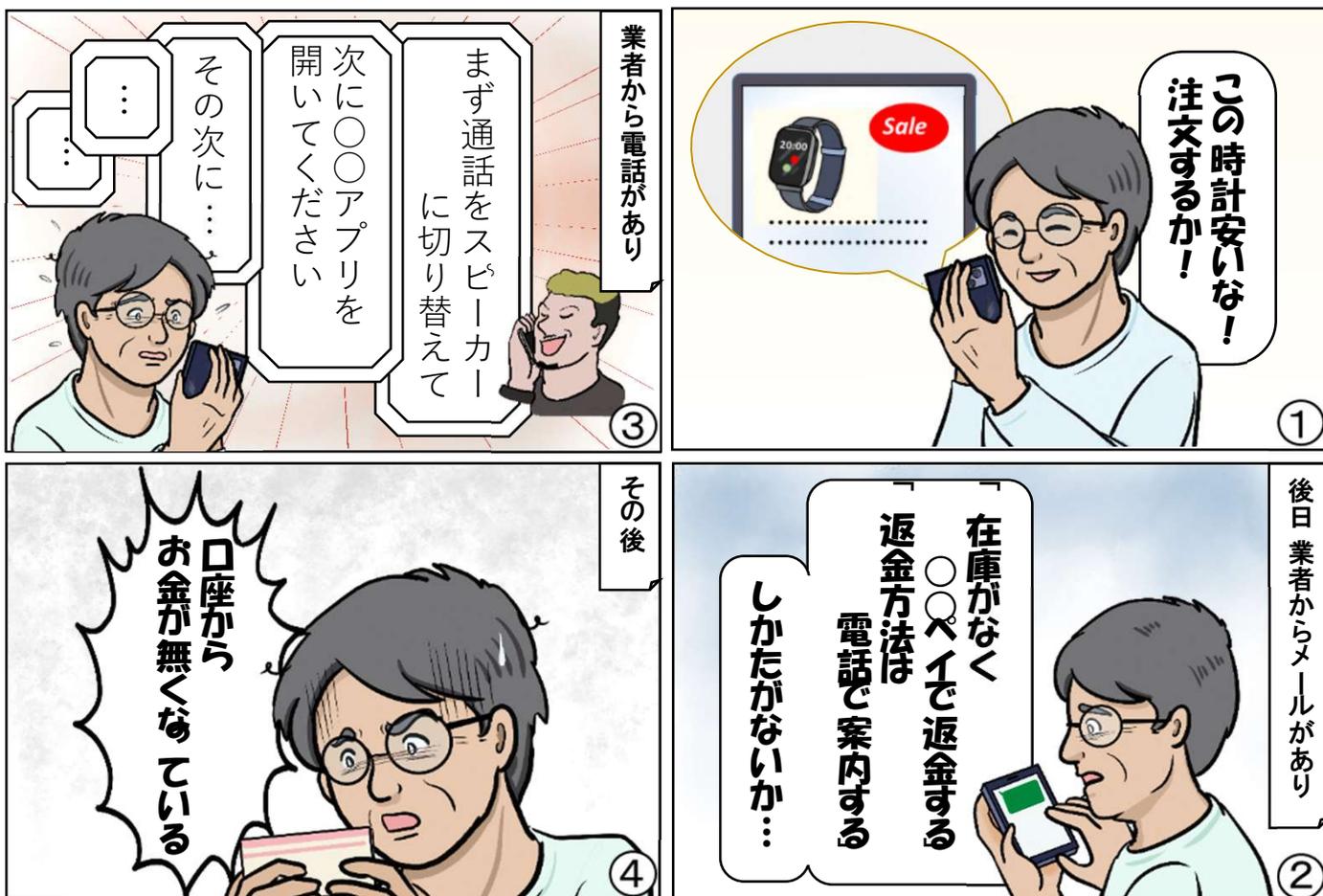


ホットな消費者見守りニュース

「返金」するふりをして「送金」させられる!?



ポイント

- インターネット通販で購入した商品が届かず、業者に言われるがまま「返金」手続きを進めると、いつのまにか「送金」してしまっていたという、詐欺に関する相談が多数寄せられています。
- 業者から「キャッシュレス決済サービス(○○ペイ等)で返金する」と言われたら詐欺を疑ってください。
- 業者の指示に従ってスマートフォン等を操作することはせず、警察(☎ #9110) や消費生活センター等に相談しましょう。

■ 消費者ホットライン  ^{いやや}188 でお近くの相談窓口につながります■

和歌山県消費生活センター ☎ 073-433-1551
和歌山市手平2丁目1-2県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8F

海草地域消費者生活相談窓口 ☎ 073-483-8777

〒642-8501 海南市役所 4階 市民交流課内

平日9:30~16:00 (祝日・年末年始を除く) 2024年 8月